

# 別 表

## 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価 を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さま の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法 第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費用調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ は、各一般送配電事業者エリア別に次のとおりとします。

	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
北海道電力管轄エリア	0.4699	0	0.7879
東北電力管轄エリア	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力管轄エリア	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力管轄エリア	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力管轄エリア	0.2303	0	1.1441
関西電力管轄エリア	0.0332	0.3786	0.6231
中国電力管轄エリア	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力管轄エリア	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力管轄エリア	0.1490	0.2575	0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、各式で用いるX、Yは、各一般送配電事業者エリア別に次のとおりとします。

	X	Y
北海道電力管轄エリア	37,200	55,800
東北電力管轄エリア	31,400	47,100
東京電力管轄エリア	44,200	66,300
中部電力管轄エリア	45,900	68,900
北陸電力管轄エリア	21,900	32,900
関西電力管轄エリア	25,500	—
中国電力管轄エリア	26,000	—
四国電力管轄エリア	26,000	39,000
九州電力管轄エリア	33,500	—

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回り、かつ、Y円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{X 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 平均燃料価格は、Y 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{Y 円} - \text{X 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

なお、関西電力管轄エリア、中国電力管轄エリアおよび九州電力管轄エリアにおいては、算式(ロ)は次のように読み替え、また算式(ハ)は適用しないものとします。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{X 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等

毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

## 二 燃料費用調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、各一般送配電事業者エリア別に次のとおりといたします。

	基準単価/1 キロワット時
北海道電力管轄エリア	19 銭 3 厘
東北電力管轄エリア	21 銭 7 厘
東京電力管轄エリア	22 銭 8 厘
中部電力管轄エリア	22 銭 9 厘
北陸電力管轄エリア	15 銭 8 厘
関西電力管轄エリア	19 銭 5 厘
中国電力管轄エリア	24 銭 1 厘
四国電力管轄エリア	19 銭 2 厘
九州電力管轄エリア	17 銭 6 厘

## 3 契約種別

契約種別は、各一般送配電事業者エリア別に次のとおりといたします。

北海道電力管轄エリア	従量電灯 B・従量電灯 C・動力プラン
東北電力管轄エリア	従量電灯 B・従量電灯 C・動力プラン
東京電力管轄エリア	従量電灯 B・従量電灯 C・動力プラン
中部電力管轄エリア	従量電灯 B・従量電灯 C・動力プラン

北陸電力管轄エリア	従量電灯B・従量電灯C・動力プラン
関西電力管轄エリア	従量電灯A・従量電灯B・動力プラン
中国電力管轄エリア	従量電灯A・従量電灯B・動力プラン
四国電力管轄エリア	従量電灯A・従量電灯B・動力プラン
九州電力管轄エリア	従量電灯B・従量電灯C・動力プラン

## (1) 従量電灯 A

### イ 適用範囲

関西電力管轄エリア、中国電力管轄エリア、四国電力管轄エリアで、電灯または小型機器を使用する需要で使用する最大容量が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## (2) 従量電灯 B

### ① 関西電力管轄エリア、中国電力管轄エリア、四国電力管轄エリア以外のエリアの場合

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

### ② 関西電力管轄エリア、中国電力管轄エリア、四国電力管轄エリアの場合

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

### (3) 従量電灯 C

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

### (4) 動力プラン

#### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるものをいうことがあります。）に対する契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との

合計（契約電流の場合、10 アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表4により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点での契約電力を引き継ぐものとします。この場合、他の小売電気事業者との間で契約電力の算出の基礎とした負荷設備を、当社との契約においても契約負荷設備として取り扱うものとします。

#### 4 契約容量および契約電力の算定方法

別表3(2)ハおよび別表3(3)ハの場合の契約容量ならびに別表3(4)ハの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$

#### 5 料金表

料金は、各一般送配電事業者エリア別に次のとおりといたします。なお、動力プランに係る料金表については、お問い合わせください。

なお、全エリアにおいて、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。ただし、最低料金はこれに該当しません。

(1) 北海道電力管内

AG エナジー北海道従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの基本料金	30 A	1,004.40 円
	40 A	1,339.20 円
	50 A	1,674.00 円
	60 A	2,008.80 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	23.42 円
	第2段階 120kWh をこえ280kWh まで	29.57 円
	第3段階 280kWh をこえる分	31.03 円

AG エナジー北海道従量電灯 C

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		334.80 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	23.42 円
	第2段階 120kWh をこえ280kWh まで	29.57 円
	第3段階 280kWh をこえる分	30.37 円

(2) 東北電力管内

AG エナジー東北従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの基本料金	30 A	972.00 円
	40 A	1,296.00 円
	50 A	1,620.00 円
	60 A	1,944.00 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	18.15 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	24.75 円
	第3段階 300kWh をこえる分	26.74 円

AG エナジー東北従量電灯 C

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		324.00 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	18.15 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	24.75 円
	第3段階 300kWh をこえる分	26.16 円

(3) 東京電力管内

AG エナジー東京従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの基本料金	30 A	842.40 円
	40 A	1,123.20 円
	50 A	1,404.00 円
	60 A	1,684.80 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	19.42 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	25.87 円
	第3段階 300kWh をこえる分	27.92 円



## AG エナジー東京従量電灯C

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		280.80 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 120kWh まで	19.42 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	25.87 円
	第3段階 300kWh をこえる分	27.32 円

## (4) 中部電力管内

## AG エナジー中部従量電灯B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの 基本料金	30A	842.40 円
	40A	1,123.20 円
	50A	1,404.00 円
	60A	1,684.80 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 120kWh まで	20.58 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	24.95 円
	第3段階 300kWh をこえる分	26.01 円

## AG エナジー中部従量電灯C

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		280.80 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 120kWh まで	20.58 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	24.95 円
	第3段階 300kWh をこえる分	25.45 円

## (5) 北陸電力管内

## AG エナジー北陸従量電灯B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの 基本料金	30A	712.80 円
	40A	950.40 円
	50A	1,188.00 円
	60A	1,425.60 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 120kWh まで	17.43 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	21.22 円
	第3段階 300kWh をこえる分	21.41 円

## AG エナジー北陸従量電灯C

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		237.60 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 120kWh まで	17.43 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	21.22 円
	第3段階 300kWh をこえる分	20.95 円

## (6) 関西電力管内

## AG エナジー関西従量電灯A

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの最低料金 (最初の15kWh まで)		327.65 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 15kWh をこえ120kWh まで	19.66 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	26.06 円
	第3段階 300kWh をこえる分	27.84 円

## AG エナジー関西従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		388.80 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	17.31 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	21.57 円
	第3段階 300kWh をこえる分	22.70 円

## (7) 中国電力管内

## AG エナジー中国従量電灯 A

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの最低料金 (最初の15kWh まで)		331.23 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 15kWh をこえ120kWh まで	20.30 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	26.83 円
	第3段階 300kWh をこえる分	27.01 円

## AG エナジー中国従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		399.60 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	17.67 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	23.62 円
	第3段階 300kWh をこえる分	23.28 円

## (8) 四国電力管内

## AG エナジー四国従量電灯 A

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの最低料金 (最初の11kWh まで)		403.92 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 11kWh をこえ120kWh まで	19.90 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	26.37 円
	第3段階 300kWh をこえる分	27.85 円

## AG エナジー四国従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		367.20 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	16.58 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	21.98 円
	第3段階 300kWh をこえる分	22.71 円

## (9) 九州電力管内

## AG エナジー九州従量電灯 B

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 契約あたりの基本料金	30 A	874.80 円
	40 A	1,166.40 円
	50 A	1,458.00 円
	60 A	1,749.60 円
1 kWh あたりの電力量料金	第1段階 120kWh まで	17.10 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	22.58 円
	第3段階 300kWh をこえる分	23.84 円

## AG エナジー九州従量電灯C

料金種別・区分		料金単価 (税込)
1 kVA あたりの基本料金		291.60 円
1 kWh あたり の電力量料金	第1段階 120kWh まで	17.10 円
	第2段階 120kWh をこえ300kWh まで	22.58 円
	第3段階 300kWh をこえる分	23.32 円

### 6 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

#### イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

#### ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

#### (2) 使用された負荷設備と容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

#### (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取り付けは、本約款第 39 条に準ずるものといたします。

#### (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

## 7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 最低料金、基本料金、または定額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ)本約款第 16 条 (1) イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ)本約款第 16 条 (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定する場合

(イ)本約款第 16 条 (1) イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ)本約款第 16 条 (1) ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) (1) イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合 供給を開始した日の属する月の日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合 需給が消滅した日の直前の計量日が属する月の日数といたします。

ハ 供給を開始した後、同一の料金算定期間中に電気需給契約が消滅した場合 需給を消滅した日の直前の計量日が属する月の日数といたします。

## 8 電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

## 9 需要場所

(1) 1 構内をなすものは1 構内を1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2) および(3) によります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した1 建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結されかつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

### イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

### ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

10 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 30 分ごとに計量することができない計量器で計量するときの電気の算定期間については、次のとおりとします。当月の電気の算定期間は、前月の電気の検針日から当月の電気の検針日の前日までの期間（ただし、電気の算定期間の始期以降当該電気の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該電気の算定期間の翌月の電気の算定期間は、当月の電気の検針日から翌月の電気の計量日の前日までの期間とし、当該電気の算定期間の翌々月以降の電気の算定期間は、本則によるものとします。）とします。ただし、当社が電気の需給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の電気の算定期間は、その需給開始日から直後の電気の検針日の前日までの期間または直前の電気の検針日の翌日から消滅日の前日までの期間とします。